

## 第 45 回説明会&ISP の集い in 東京 開催報告書

日時：2016 年 5 月 19 日（木）10:00～17:50（受付開始 9:45）

場所：TKP 渋谷カンファレンスセンター ホール 2A

主催：一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 地域 ISP 部会

参加費用：無料

参加者：72 名

プログラム：

10:00～11:40

- ・電気通信事業の利用者保護規律に関する報告規則改正案及び監督の基本方針案について
- ・初期契約解除制度の対象役務と契約解除時の対価請求額について

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 消費者行政課 課長補佐 大磯一氏

11:40～13:00 休憩

13:00～13:40

- ・現在の衛星と今後の展開について 通信事業者との連携は。

EUTELSAT 社アジア支社（シンガポール）ビジネス開発部長 Mr Charles DISNEUR

13:40～14:30

- ・国内外の Free WiFi の現状と WiFi 認定制度やセキュリティについて

日本インターネットプロバイダー協会 副会長 立石聡明氏

14:30～15:30

- ・Update-Traffic について

株式会社イプリオ 石田卓也氏

15:30～15:40 休憩

15:40～16:30

- ・Wi-Fi 機器の紹介

Accton Technology Corporation

16:30～17:30

- ・個人情報保護法改正が電気通信事業者に与える影響について

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 消費者行政課 渡邊涼介氏

概要：



5 月に集いをするべく予定を立てていましたが、準備の都合上予定していたところを断念。ただし、平成 27 年 5 月 22 日に「電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 26 号。以下「改正法」という）」が公布され、平成 28 年 5 月 21 日から施行されるため、この件に対しては早急に説明会をしたほうが良いのではということになり、説明会を中心に残りの時間を毎回の集いのように開催するよう方向転換しました。改正法については、各地域の総合通信基盤局がそれぞれ説明会を開催したり、当協会でも今までの「集い」の中に取り入

れ、経過報告等をしておりましたが、今回は施行直前と言うこともあり、総務省消費者行政課 大磯課長補佐に今までの経緯と内容を説明いただきました。大きくは二つに分かれていて、「電気通信事業の利用者保護規律に関する報告規則改正及び監督の基本方針案」については、現状に至るまでの経緯と施工後の監督（モニタリング）の枠組みとして「苦情・相談等の情報収集」から「対処」「評価」の具体的な内容、苦情・相談関係と代理店関係、それぞれの報告事項、対象事業者・役務や報告時期について具体的にお話しいただきました。「初期契約解除制度の対象役務と契約解除等の対価請求額について」は、初期契約解除制度の該当するものと内容、その場合の対価請求額の件を具体的にお話し

いただきました。これから事業者がやらなくてはならない必要な事、気をつけるべき事を分かり易く説明いただき、施行直前と言うこともあり、会場からも質問が多数でした。



お昼休憩後は、いつもの「集い」バージョンです。今回は衛星関係、Wi-Fi 機器関係のビジネスアライアンスの場を設けました。衛星といえば、東日本大震災の時も課題にあがった時もありました。あれから 5 年経ち、状況も環境も変わってきています、そして今後の災害に対応できるのかもしれませんが、EUTELSAT 社のサービス体系をお話しいただきました。それぞれ興味深い面があり、質問される方も多かったです。

さて、セミナーですが、「国内外の Free Wi-Fi の現状と Wi-Fi 認定制度やセキュリティについて」として、当協会 副会長 立石聡明氏が Wi-Fi 調査を行った結果等を報告し、現在ある安全・安心マーク制度に新たに Wi-Fi 認定制度を導入するという、説明を行いました。主に Wi-Fi と言えばセキュリティが心配されているところだと思いますが、安全・安心マーク同様、利用者に安全に利用して貰うための目安となる制度を Wi-Fi でも確立したいと思っております。本件については、現在検討中のため、随時皆様に確認とご報告をしていくとのことです。

次に部会から課題にあがりタスクフォースを立ち上げた「Update-Traffic について」株式会社イプリオ 石田卓也氏に、集い in



神戸での発表後のアップデート版としてお話しいただきました。神戸では JAIPA 内のアンケート結果を報告しましたが、より分かり易く、成り立ち、現状等を解説していただきました。また、立石副会長が ICANN 会議に出席した際に、本件についてプレゼンした結果、他国でもそのような状況が見られるとのこと、今後の ICANN 会議の際に更にアップデート版を話してほしいとの依頼があったということです。事業者の方々もお気づきの点がありましたら、ぜひ事務局等に情報をお寄せください。本会場でもそれぞれの事業者が利用者向け対応に頭を悩ませているので、活発な意見交

換が出来ました。当協会では現在まで検討した結果、「トラフィックの集中によるインターネット遅延について」として Web に掲載しております。詳しくは、<https://www.jaipa.or.jp/topics/2016/05/post-1.php> をご覧ください。

最後は、「個人情報保護法改正が電気通信事業者に与える影響について」として、総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 消費者行政課 渡邊涼介氏にお話しいただきました。2003 年個人情報保護法に関する法律が成立した後、環境の変化（情報通信技術の発展等）により、制定当時には想定されなかったパーソナルデータの利活用が可能になり、グレーゾーンの拡大、ビッグデータの対応、グローバル化が出てきました。個人情報保護委員会を設置し政令・委員会規則・ガイドライン等の策定にはじまり、周知広報、取り扱いによる監視・監督などの全体を調整し 2017 年上半期には全面施行の予定だそうです。今回は、個人情報保護法改正の概要として、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報、匿名加工情報、個人情報保護指針、トレサビリティの確保、データベース提供罪、個人情報保護委員会、個人情報の取り扱いのグローバル化、その他、オプトアウト規程の厳格化、利用目的の制限の緩和、小規模取り扱い事業者への対応等を詳細に説明いただきました。事業者の対応も必須になる部分も多いかと思えます。今後も注意が必要です。



今回は、個人情報保護法改正の概要として、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報、匿名加工情報、個人情報保護指針、トレサビリティの確保、データベース提供罪、個人情報保護委員会、個人情報の取り扱いのグローバル化、その他、オプトアウト規程の厳格化、利用目的の制限の緩和、小規模取り扱い事業者への対応等を詳細に説明いただきました。事業者の対応も必須になる部分も多いかと思えます。今後も注意が必要です。

これで、1 日開催の「集い in 東京」が終了しました。午前中の説明会目当ての方々が多いだろうと予想はしておりましたが、午後にはずいぶん参加人数が少なくなりました。ただ、振り返ってみればその後のセッションは、マイクをあちこちまわしての討論有り、意見交換ありの活発な場となり、参加された方々は帰って充実していたのではないかと、思ったりもしました。参加された皆様、お疲れ様でした。ありがとうございました。また、次回よろしくお願ひいたします。(M)